

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和元年度			令和2年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金				346,960	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	1,984,577	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け				-	-	-
	国際決済銀行等向け				-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	3,218,208	-	-	3,625,590	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け				-	-	-
	国際開発銀行向け				-	-	-
	地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
	金融機関及び第一種金融商品取引業者 向け	76,486,182	15,297,236	611,889	74,001,626	14,800,325	592,013
	法人等向け	224,856	215,938	8,637	204,336	203,696	8,148
	中小企業等向け及び個人向け	1,025,781	615,077	24,603	1,015,614	627,409	25,096
	抵当権付住宅ローン	1,271,824	440,056	17,602	1,157,295	400,214	16,009
	不動産取得等事業向け	572,428	561,287	22,451	488,273	487,715	19,509
	三月以上延滞等	94,658	32,566	1,302	23,907	20,608	824
	取立未済手形				-	-	-
	信用保証協会等保証付	4,073,177	402,253	16,090	4,475,681	443,148	17,726
	株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	-	-	-	-	-	-
	共済約款貸付		-	-	-	-	-
	出資等	568,485	568,485	22,739	531,185	531,185	21,247
	(うち出資等のエクスポージャー)	-	-	-	531,185	531,185	21,247
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	上記以外	3,957,104	9,892,760	395,710	8,301,163	14,156,860	566,274
	(うち他の金融機関等の対象資本等調 達手段のうち対象普通出資及びその他 外部TLAC関連調達手段に該当するもの 以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち農林中央金庫または農業協同組 合連合会の対象資本調達手段に係るエ クスポージャー)	-	-	-	3,957,047	9,892,618	395,705
	(うち特定項目のうち調整項目に参入 されない部分に係るエクスポー ジャー)				-	-	-
	(うち株主総会等の議決権の百分の十 を超える議決権を保有している他の金 融機関等に係るその他外部TLAC関連調 達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち株主総会等の議決権の百分の十 を超える議決権を保有していない他の 金融機関等に係るその他外部TLAC関連 調達手段のうち、その他外部TLAC関連 調達手段に係る5%基準額を上回る部 分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	5,275,600	4,672,105	186,884	4,344,115	4,264,241	170,570
	証券化	-	-	-	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
	(うち非STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
	再証券化	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
	(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-

経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	626,834	25,073		775,467	31,019
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	96,768,308	33,324,601	1,332,984	96,156,212	32,446,630	1,885,387
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	96,768,308	33,324,601	1,332,984	96,156,212	32,446,630	1,885,387
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
	4,129,290	165,171	3,953,169	158,127		
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計 c	所要自己資本額 d = c × 4%	リスク・アセット等（分母）計 c	所要自己資本額 d = c × 4%		
	37,453,892	1,498,155	36,399,800	1,455,992		

（注）

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接生産参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
なお、令和元年度は上記に加え、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形も含まれています。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・S&Pグローバルレーティング（S&P）
- ・フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

（イ）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	